

平成 28 年教育委員会規則第 6 号

市川市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 6 第 1 項、第 4 項、第 7 項及び第 10 項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 47 条の 6 第 1 項の規定に基づき、市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に、協議会を置く。

(協議会の運営方針)

第 3 条 協議会は、教育委員会及び学校の校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者（以下「保護者」という。）の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び当該生徒等の健全育成に取り組むものとする。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（法第 47 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長

(6) 対象学校の教職員

(7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の6第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤特別職とする。

6 委員の報酬は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）第3条第1項第5号の規定に基づき、年額10,000円の範囲内で教育委員会が別に定める。

（守秘義務等）

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員（第5条第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者のうちから任命された委員に限る。）のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(専門部会)

第9条 協議会に、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第10条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の経営計画に関する事項

(2) 対象学校の組織編制に関する事項

(3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項

(4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げ

る事項とする。

(1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項（特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。）

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

（情報提供）

第13条 協議会は、対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

（研修等）

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

（委員の解任）

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が第6条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

（事務）

第16条 協議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、

教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

- 2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年教育委員会規則第6号）第2条に規定する指定学校については、同条の規定により設置された当該指定学校の学校運営協議会において前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果を公表するものとする。

第13条の4中「第13条の2第1項」の次に「及び前条」を加え、「及び前条の規定により評価を行った場合はその結果」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「旧規則」という。）第2条に規定する指定学校に置く学校運営協議会並びに旧規則第5条第1項の規定により任命された委員及び旧規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者は、それぞれ第1条の規定による改正後の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「新規則」という。）別表に掲げる学校に置く学

校運営協議会並びに新規則第5条第1項の規定により任命された委員及び新規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者とみなす。

- 3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、新規則第5条第3項の規定にかかわらず、旧規則第5条第1項の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

- 4 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項中「第2条に規定する指定学校」を「別表に掲げる学校」に、「同条の規定により」を「当該学校に」に改め、「当該指定学校の」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月8日から施行する。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

- 2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「学校関係者」を「学校運営協議会」に改め、同条第1項中「当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者(当該学校の職員を除く。)」を「当該学校に設置されている学校運営協議会」に、「公表するよう努める」を「公表する」に改め、同条第2項を削る。